

住宅用地の特例と同等の減免措置について

(1) 実施時期

平成 3 1 年 4 月課税分からの実施を目途に具体的検討を進める。

(2) 段階的導入

まずは、老朽危険空家除却補助金対象空家と同等の場合に減免措置を講じるものとする。

その後、社会情勢を勘案しながら必要に応じて拡大するものとする。

(3) 実施手順

【例規の改正等】

空家等対策協議会で減免措置基準等を協議、決定する。

これを受けて、四国中央市税減免規則の改正等を検討する。

具体的基準や手続きを告示する。

【個別事案の決定過程】

申請主義を原則として空家等対策担当課で事案をとりまとめ、調査する。

調査成果を空家等対策協議会で協議する。

協議結果に基づき、固定資産税担当課で減免措置を執り行う。